

白井市ドリームチャレンジャー事業について

白井市ドリームチャレンジャー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもが地域の大人や団体から勉強、スポーツその他子どもがチャレンジしたいことを学び、体験すること（以下「学び等」という。）を支援し、子どもが将来の夢を見つけるきっかけづくりを行うドリームチャレンジャー事業（以下「ドリチャレ事業」という。）を行うことにより、子どもが自らの将来を切り拓く力を身に付けるとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) チャレンジャー 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている小学校3年生の児童
 - イ アに該当せず、市内の小学校に通学する小学校3年生の児童
- (2) サポーター 住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録されている者又は市を拠点に活動している団体で、第3条の規定による市長の認定を受けたものをいう。
- (3) ドリームチャレンジャーコイン チャレンジャーがサポーターから学び等を受ける際に利用するコイン（以下「コイン」という。）をいう。
- (4) 活動資金 サポーターがチャレンジャーから受け取ったコインと引き換えに、市長がサポーターに交付する交付金をいう。

(サポーターの認定)

第3条 サポーターは、市長がこれを認定する。

2 前項の認定を受けようとする者（団体にあっては代表者）は、

白井市ドリームチャレンジャー事業登録申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実績、指導実績等を証する書類
- (2) 活動者名簿（団体の代表者が申請する場合に限る。）
- (3) その他必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を白井市ドリームチャレンジャー事業登録可否決定通知書（別記第2号様式）によりに通知するものとする。

4 市長は、認定したサポーターに登録認定証（別記第3号様式）を交付するものとする。

（サポーターの認定期間）

第4条 サポーターとして認定する期間は、認定した日からドリチャレ事業の終了する日までとする。

（サポーターの責務）

第5条 サポーターは、ドリチャレ事業の趣旨を理解し、青少年の健全育成につながる学び等を提供しなければならない。

（辞退）

第6条 サポーターを辞退しようとするものは、白井市ドリームチャレンジャー事業認定辞退届（別記第4号様式）を市長に届け出なければならない。

（コインの交付及び利用等）

第7条 市長は、チャレンジャーに対して、1人当たり6枚のコインを交付するものとする。

2 チャレンジャーは、サポーターから学び等を受けるときに、サポーターが定める枚数のコインを利用するものとする。

3 第1項の規定により交付を受けたコインは、第三者に譲渡することができない。

4 チャレンジャーは、売買、交換その他不正な方法により入手したコインを利用することがない。

(コインの利用期間)

第8条 前条第2項の規定によりチャレンジャーがコインを利用する期間は、同条第1項の規定によりコインの交付を受けた日の属する年度の末日までとする。

(コインの再交付)

第9条 コインを紛失したため、コインの再交付を受けようとするチャレンジャーは、ドリームチャレンジャー・コイン再交付申請書(別記第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、コインの再交付の可否を審査し、適当と判断したときはコインを再交付するものとする。

(活動報告)

第10条 サポーターは、その活動状況を年3回、活動報告書(別記第6号様式)にチャレンジャーから受け取ったコインを添えて、市長に報告するものとする。

(活動資金交付の確定)

第11条 市長は、前条の活動報告を受けた時は、その内容を審査し、適正と認めたときは、コイン1枚当たり500円の活動資金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 サポーターは、ドリチャレ事業に関する書類を整備し、保存するとともに、チャレンジャー参加記録(別記第7号様式)を備え付けておかなければならない。

(認定の取り消し)

第13条 サポーターが第5条に規定するサポーターの責務を履行しない場合、市長は認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定を取り消したとき、ドリームチャレンジャー事業認定取消通知書(別記第8号様式)により認定者に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

ドリームチャレンジャー事業の目標・効果・特徴

1. 白井市子育て支援に係るアンケート調査結果報告書から

問 24 お子さんは地域活動やグループ活動などに参加されたことがありますか。

	H16. 3	H21. 3	H26. 3
参加したことがある	56. 5	48. 1	26. 4
参加したことないが、今後は参加させたいと思っている	18. 4	24. 9	18. 3
参加したことがなく、今後も予定はない	20. 8	26. 5	50. 8
不明・無回答	4. 3	0. 6	4. 4

2. 事業の目標

次の白井市子育て支援に係るアンケート調査結果が、「地域活動やグループ活動などに参加したことがある」の回答が50%を目標値とします。

3. 事業の効果

- ①コインを使用することで、子どもが主体的に自分の居場所を選択し、学びや体験を通じて将来の夢を見つけ、そのチャレンジへの第1歩を踏み出すきっかけづくりができます。
- ②子どもと地域住民との交流、保護者と地域住民の交流、地域住民同士の交流など多様な交流が生まれ、地域に根差した「人のつながり」が形成されるなど、子どもを温かく見守る地域の形成ができます。
- ③サポーターは、特技を生かした地域への貢献ができるとともに、高齢者のいきがいづくりにつなげることができます。

4. 事業の特徴

活動費の交付（活動する側への支援）とコインの配布（参加する側へのきっかけづくり）を行う事で市民の交流につなげています。

ドリームチャレンジャー事業 利用状況

平成28年10月13日現在

	登録団体	小学3年生	3年生以外
スポーツ	21	10	0
ダンス	1	13	3
音楽	4	10	3
学習	4	16	0
食	1	5	0
伝統文化	3	21	13
武術	2	8	0
合計	36	83	19
参加者実人数	83枚の内	78	
参加率		10.99%	
コイン利用率		1.95%	

対象者 市内小学3年生	706 人
転入	4 人
合計	710 人
コイン配付 1人	6 枚
コイン配付合計	4,260 枚

ドリームチャレンジャー事業 サポーター一覧

平成28年10月13日現在

No.	団体名	活動分野	活動内容
1	絃の会	音楽	箏・三味線 演奏
2	しろいラグビー教室	スポーツ	ラグビー（タッチラグビー）
3	白井将棋愛好会	伝統文化	将棋指導
4	桜琴音会	音楽	琴・三味線 演奏
5	チアリーディングサークルSMILEYS&RAINBOWS	スポーツ	チアリーディング
6	ユーカリアンサンブル	音楽	楽器演奏
7	しろいふるさとガイドの会	学習	市内ガイド
8	ドリームチャレンジフットボールファン	スポーツ	サッカーとサッカーボールを使った運動
9	清水口ファイターズ	スポーツ	少年軟式野球
10	Iダンスプロジェクト	ダンス	ヒップホップシャツ・チアリーダー・コンテンポラリー・モダンバレエ・クラシックバレエ
11	スプレッド・カルチャー	学習	英語会話
12	七次台ジャガーズ	スポーツ	少年野球
13	白井フットボールクラブ	スポーツ	サッカー
14	白井剣道スポーツ少年団	武術	剣道
15	桜台剣友会	武術	剣道
16	どちのきの会	学習	公園の木に親しむ
17	白井富士スポーツ少年団	スポーツ	サッカー
18	桜台フットボールクラブ	スポーツ	サッカー
19	桜台ウイングス	スポーツ	少年野球
20	カービング体験教室	食	野菜などを使ったカービング（彫刻）
21	白井少年少女合唱団	音楽	合唱
22	こどもいけばな ひまわりクラブ	伝統文化	いけばな
23	神崎川を守るしろい八幡溜の会	学習	環境学習
24	スポーツユニティみなみ（キッズバレーボール）	スポーツ	バレーボール
25	スポーツユニティみなみ（キッズスポーツ）	スポーツ	Tボールを主にした運動
26	スポーツユニティみなみ（ハドミントン）	スポーツ	ハドミントン
27	ホワイトビジョン	スポーツ	少年野球
28	白井ライナーズ	スポーツ	少年野球
29	白井囲碁会	伝統文化	囲碁指導
30	DSツインズ	スポーツ	少年野球
31	ONスポーツクラブ（硬式テニス）	スポーツ	硬式テニス
32	ONスポーツクラブ（ハドミントン大山口小教室）	スポーツ	ハドミントン
33	ONスポーツクラブ（ハドミントン清水口小教室）	スポーツ	ハドミントン
34	ONスポーツクラブ（卓球教室）	スポーツ	卓球
35	ONスポーツクラブ（ソフトバレーボール教室）	スポーツ	ソフトバレーボール
36	ONスポーツクラブ（模型飛行機・紙飛行機教室）	スポーツ	模型飛行機・紙飛行機作製

小学3年生

集まれ!! チャレンジヤー

いろいろな体験メニューを用意して、みんなのチャレンジを待っています!!

コインを持って!
みず色ののぼり旗へGO!

小学3年生の皆さん

市からドリームチャレンジヤーコインを6枚届けます。そのコインを使っていろいろな体験にチャレンジ!! 体験できる場所はみず色ののぼり旗が目印です。みんなのチャレンジを待っています。

●注意●
ドリームチャレンジヤーコインは、ほかの人にあげたり、貸したり、交換することはできません。

保護者のかたへ

子どもたちが、地域の方たちと交流できるよう応援をお願いします。

●注意●

体験中の怪我については、市が加入している保険の対象となります。会場への移動中の怪我については、保険の対象外となりますので、気をつけて会場までお越しください。

地域のかたへ

子どもたち(チャレンジヤー)に芸術、スポーツなどを教えてくれる地域の大人や団体(サポーター)を募集します。

子どもたちが将来の夢を見つけるきっかけづくりをしませんか?
サポーターは事前に登録が必要です。
登録方法は、裏面または、ホームページをご覧ください。

ドリーム チャレンジヤー

とは

小学校3年生(チャレンジヤー)が、地域の人たち(サポーター)と積極的に交流ができるよう、応援する制度です。

市から小学3年生にドリームチャレンジヤーコインを6枚配布します。

そのコインを使ってサポーターが教えてくれる様々な体験ができます。

体験会場は、みず色ののぼり旗が目印です。

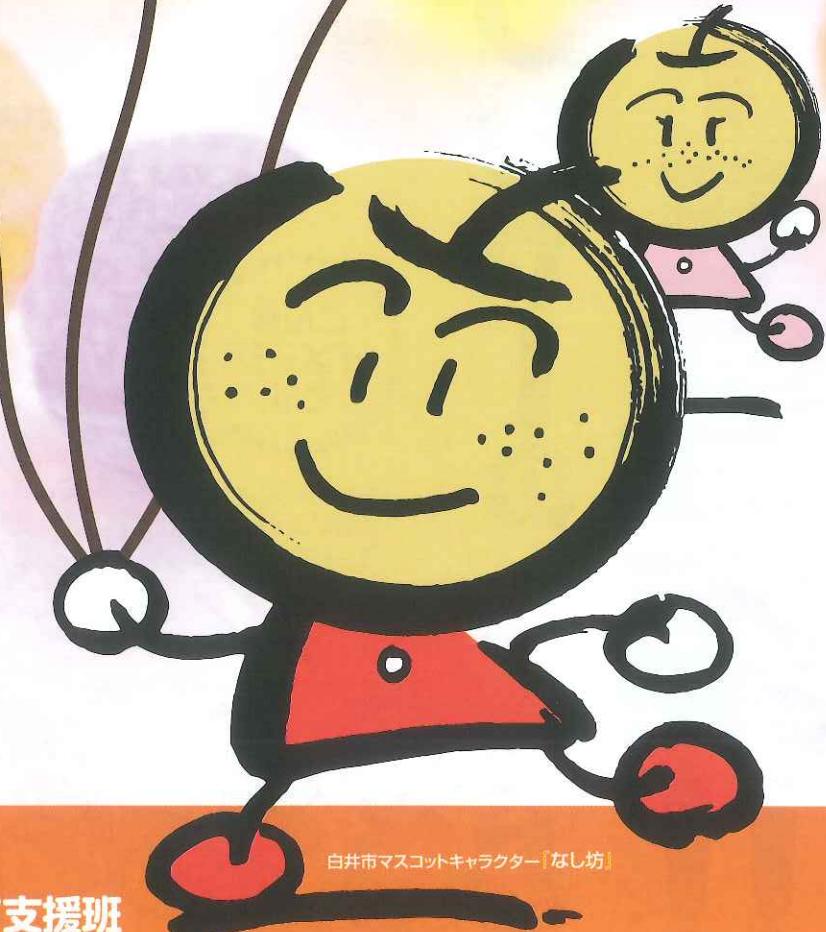
問い合わせ

白井市役所 子育て支援課 子育て支援班

電話 047-497-3487

メール kosodate@city.shiroi.chiba.jp

白井市マスコットキャラクター「なし坊」



集まれ!!
チャレンジャー

サポーターを募集!!

ドリームチャレンジャーの

地域の皆さん、
子どもたちとワクワクしませんか。

■事業の目的



■事業開始
予定日

■事前登録に
必要な書類

■登録手続

小学校3年生の子どもたち（チャレンジャー）が芸術、スポーツその他チャレンジしたいことを、地域の大人や団体（サポーター）から学び、体験する機会をつくることで、子どもが将来の夢を見つけるきっかけづくりを推進するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを目指します。

サポーターは事前に登録が必要です。登録方法は下記をご覧ください。

平成28年7月21日（木）

1. 申請登録書（子育て支援課、各センター等の窓口で配付、又はホームページからダウンロード）
2. 活動者名簿（団体の代表者が申請する場合）
3. 過去2年分の事業実績、指導実績等の書類（提出できない場合はご相談ください）
4. その他必要と思われる書類

申請期間：受付中

受付時間：平日9時から17時まで

申請登録書提出先：子育て支援課（保健福祉センター3階）

申請方法：子育て支援課の窓口へ必要書類を提出してください

